

# 令和8年度介護報酬改定に関するお知らせ

政府では、介護報酬改定について、令和9年度介護報酬改定を待たずに、令和8年6月に臨時改定を行います。

(公財)介護労働安定センター秋田支部では、秋田県の委託事業として、介護職員処遇改善加算等取得促進事業を実施しております。

令和8年度に予定される介護報酬臨時改定では、介護職員処遇改善加算について次のような内容で改正されることが公表されております。

このため、新たに処遇改善加算の対象となる事業所等からの加算取得に向けたコンサルタントによる無料相談をお受けしております。

お問い合わせは最下欄に記載のお問合せ先までお願いいたします。

※注 現在公表されている内容の範囲内での対応となります。

## 【改定内容概要】

- ①介護職員のみならず、介護従事者を対象に、月1.0万円(3.3%)賃上げを実現。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する加算区分新設。  
※加算Ⅰ・Ⅱ上乗せ月0.7万円(2.4%)
- ③処遇改善加算対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設。

【お問合せ先】 (※コンサルタントからの制度説明や助言をご希望の方は裏面をご活用下さい。)

### ①秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険チーム

TEL：018-860-1363 FAX：018-860-3867

E-mail：Chouju@pref.akita.lg.jp

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁本庁舎2階

### ②公益財団法人 介護労働安定センター秋田支部

TEL：018-853-5177 FAX：018-853-5178

〒010-1412 秋田県秋田市御所野下5-1-1 秋田県中央地区老人福祉総合エリア内1階

無料

FAX 018-853-5178

(公財)介護労働安定センター 秋田支部宛て

申込日 ( . . )

## 令和8年度介護報酬改定に関する相談申込書

1 現在の取得状況 (どちらかに○印)	1 未取得	2 取得済み	現加算区分(記載)
------------------------	-------	--------	-----------

お申込  
方法1. 介護労働  
安定センター  
へのお申込み2. 専門コンサルタントとの  
ご相談(下記1・2選択)2 相談方法の選択  
(1か2の下欄に  
○印を記入)

1

簡易相談(電話)

※30分程度

2

専門相談(対面又はオンライン)

※1~2時間程度

※「簡易相談(電話)」は、  
①当センターが日程調整をいたします。  
②実施日当日は所定の時間にコンサルタントへ  
お電話をおかけください。

3 個別専門  
相談の実施  
(日時の設定、訪問・  
オンラインの希望の  
ほか、相談前に専門  
コンサルタントへの  
書類等の事前提出を  
お願いする場合がございます。)

専門  
相談

専門相談(対面・オンライン：希望制)

訪問・対面相談  
(コンサルタントが訪問)オンライン相談  
(コンサルタントとZOOM面談)ご  
相談  
希望  
内容

これまでの取得状況・今後の上位加算の希望内容や、コンサルタントへの相談内容等を簡単にご記入ください。

個別相談  
希望日時

令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時頃

法人名

所在地 〒

事業所名

サービス種類

職員数(概数)

相談希望者 役職

お名前

TEL

FAX

メールアドレス

@